



公共工事の品質確保の促進に関する法律 に基づく対応方針等を策定しました！

【趣旨】

平成 17 年 4 月 1 日に施行された標記法律に基づく県土整備部の対応を「公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく対応方針」を定めるとともに、同法に基づく総合評価の導入について「県土整備部総合評価落札方式試行方針」として定め、それぞれの方針に基づき計画的推進を図ることとしました。

●公共工事の品質確保の促進に関する法律対応方針

1 目的

県は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年 3 月 31 日法律第 18 号）（以下「品確法」という。）の施行の趣旨に鑑み、公共工事の社会的重用性を踏まえた品質の確保に改めて取り組むこととし、この実現のため、発注者として取り組むべき役割と、支援者としての県下市町村への対応について、同法に基づき国が示した基本方針に基づき本県の実態を踏まえながら対応方針として定めることで、共通の理念に基づく計画的な推進を図ることを目的とする。

2 対応の基本

対応方針は、品確法に基づく発注者の責務に関する取組みと、発注者（市町村）支援の方策について定めるものとし、特に総合評価落札方式の導入と市町村に対する支援について重点的に取組むこととする。

3 発注者の責務の実現（法第 6 条）

(1) 競争参加者の技術的能力の審査（品確法第 11 条、基本方針第 2-2）

県は、以下の従前対応の継続によって不良不適格業者の排除と、適切な競争参加者の選定に努めるものとする。

ア 有資格者名簿登載時の資格審査（基本方針第 2-2-（1））

県営建設工事請負資格審査によって対応する。

イ 発注工事ごとの入札参加の適格性の審査（基本方針第 2-2-（2））

価格競争による発注にあたっては、原則として同種・類似工事の経験等技術力評価のための基準を予め定め、技術力を確認したうえで競争参加者を選定するよう努める。

(2) 競争参加者の技術提案（総合評価方式の導入）（品確法第 12 条、基本方針第 2-（3））

県は、品確法第 12 条及び 13 条の規定に基づき、工事の発注方式として、総合評価落札方式を導入することとし、以下の方針に基づき推進に努めるものとする。

ア 平成 18 年度から試行を開始し、以降結果に基づく検証を行って本格実施に移行する。

イ 試行は、国のガイドラインに基づく「簡易型」と「標準型」の各総合評価方式を対象とする。

ウ 評価基準の設定にあたっては、制度の目的が実現されるよう、価格評価点と技術評価点の配点及び各評価項目の設定について十分配慮する。

エ 運用に係る具体の制度等については別途定める。

(3) 発注関係事務の環境整備等（品確法第 9 条）

公共工事の発注を所管する各関係部局及び各出先機関（以下「各関係部局等」という。）は、工事発注に係る一連の業務のより適切な実施に向けて、以下の対応に配慮する。

ア 監督要領等に基づく工事監理等の適切な実施（基本方針第 2-5）

イ 成績評定の適切な実施と次回以降の発注における結果の活用（基本方針第 2-5）

ウ 必要な基準や要領等の整備（基本方針第 2-6）

エ 調査・設計業務の発注では、プロポーザル方式等の技術力を評価した業者選定に努め、業務完了後の適切な検査の実施と、的確な成績評定を実施（基本方針第 2-7）

4 発注者（市町村）支援の実施（品確法第 15 条、基本方針第 2-8）

(1) 県は、県内市町村に対する法の周知に努めるとともに、公共事業発注に係る技術力の実態を把握し、国との連携を図りながら、以下の必要な支援を行うものとする。

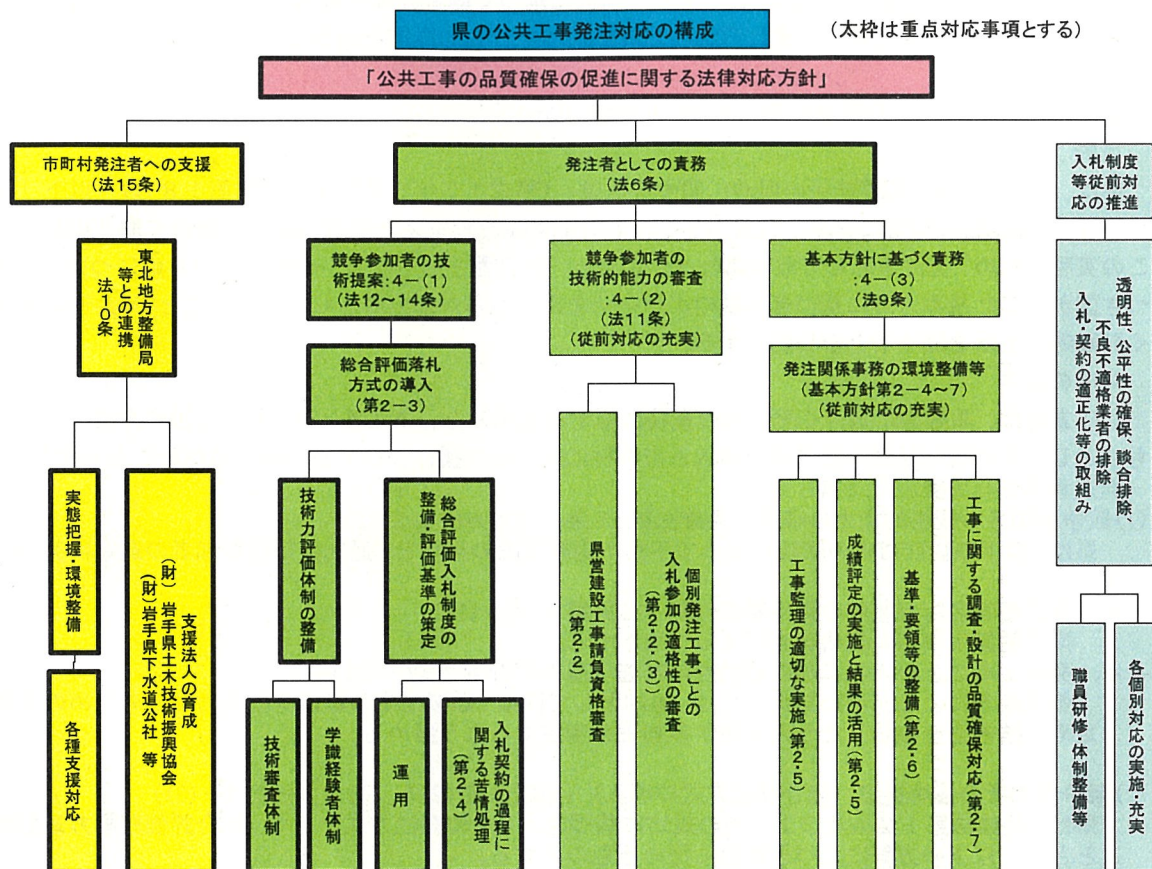
ア 自ら主催等する公共工事に関連する講習会や研修等の実施にあたり、必要に応じて市町村職員も受講者とするよう配慮する。

- イ 市町村から、総合評価の運用等に係る業務支援の要請があった場合は、自らの業務の実態に鑑みて可能な範囲で支援を行うよう努める。
- ウ 市町村が外部の法人等に業務の支援を求める場合、その相手方の選定について要請に基づき協力する。
- エ 関連する各種情報の収集に努め、市町村に対して必要な情報提供等を行う。
- (2) 各関係部局等は、公共工事に関わる所管法人について、品確法第15条に基づく支援業務を契約により行う法人としての適格性を確認し、国等との連携の下で法に基づく位置づけの明確化に配慮するとともに、当該法人が必要な能力を維持向上させるための育成に努める。

5 その他

この対応方針に定めるその他、必要な事項は別途定めることとする。

対応方針については、必要に応じて内容を見直すものとする。



●県土整備部総合評価落札方式試行方針

1 試行の目的

県土整備部は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を実現するため、総合評価落札方式を導入することとし、以下に想定される効果と具体の運用面での問題の有無を試行によって検証し、本格導入のための課題を把握することを目的とする。

(1) 簡易型

価格のみでなく技術力を総合的に評価することにより、適切な競争環境の整備を図る。

(2) 標準型

優れた技術提案による工事目的物の品質の向上を期待し、工事の特性に応じて選択する以下の事項の効果を實現するとともに、適切な競争環境の整備を図る。

- ① ライフサイクルコストを含む総合的コストの低減
- ② 高い技術力を採用することによる、工事目的物の性能・機能に係る品質向上
- ③ 工期、安全性、環境対策など価格に反映し難い面での技術力への反映

試行に係る制度の策定は、総務部と県土整備部がそれぞれ所掌する事項について調整を図りながら、相互に連携して取り組むものとし、試行結果を踏まえて適宜必要に応じた改善を行うものとする。

なお、「高度技術提案型」についても、将来の導入に向けた検討を継続するものとする。

試行は、円滑な制度運用と、適切な効果の発生について検証し、妥当性が確認された時点で本格導入に移行するものとする。

2 試行計画

(1) 対象工事

ア 対象工種

試行する対象工種は、主要 5 工種（土木、建築、電気、機械、舗装）並びに法面工の計 6 工種とする。

イ 評価方式の要件

総合評価落札方式による工事は、工事の特性を踏まえて、以下の要件に基づき評価方式を適用する。

- ①簡易型：技術的提案の余地が比較的少ないと思われる工事を対象とする。
- ②標準型：請負者の技術提案によって、工事目的物の品質や性能の向上が期待できる工事とし、特に高度な技術力を求めるものは除くものとする。

ウ 工事選定の目安

- ①簡易型：設計額 5 千万円以上 1 億円未満の工事から選定する。
 - ②標準型：設計額 1 億円以上 5 億円未満の工事から選定する。
- なお、入札参加者の地域要件は問わないものとする。

エ 工事の実施

試行対象工事は、当該年度の実施計画に基づき、各事業担当課との協議の基で建設技術振興課が選定し、別に定める「県土整備部総合評価判定委員会」（以下「判定委員会」という。）の承認を得て決定する。

平成 18 年度の、各振興局の実施目標は以下のとおりとする。

なお、「標準型」に該当する工事の発注が目標に満たない振興局については、可能な範囲で対応するものとする。（最大計 138 件を想定）

		土木	舗装	法面	建築	電気	機械	小計	計
各振興局土木部及び岩泉土木事務所（盛岡土木部を除く）	簡易型	2	2	2	0	0	0	6	12
	標準型	2	2	2	0	0	0	6	
盛岡地方振興局土木部	簡易型	2	2	2	1	1	1	9	18
	標準型	2	2	2	1	1	1	9	

3 技術提案条件の設定

県土整備部は、工事の発注にあたって別途定める要領に基づき、技術提案項目の細目と各配点を定め、それに基づく技術提案書の提出を入札参加条件として提示する。

求める技術提案及び項目ごとの配点は、判定委員会の承認を得て決定するものとする。

技術提案項目は以下のとおりとする。

- ①簡易型：請負業者及び配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績
簡易な施工計画
地域貢献実績等
- ②標準型：施工計画
配置予定技術者の能力
工事の特性に応じて選択する以下の事項のうちの 1 つ
 - a 総合的なコストの縮減に関する技術
 - b 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術
 - c 社会的要請（環境、交通、省資源対策等）への対応に関する技術

4 技術提案の評価

(1) 評価の役割分担

県土整備部（判定委員会）は、受注希望者が提出した技術提案について、別途定める技術評価指針に基づき採点（技術評価点の算定）を行う。

総務部は、入札価格と技術評価点を総合的に評価して落札者を決定する。

(2) 総合評価の基準

試行における総合評価は、簡易型を「加算方式」、標準型を「除算方式」により実施する。

評価の運用にあたっては、価格評価と技術評価との適切な評価バランスに配慮し、価格評価点 100 点に対して技術評価点を 10 点～30 点の範囲で設定する。

なお、平成 18 年度の運用に係る技術評価点は、簡易型を 10 点、標準型を 15 点として運用する。

5 学識経験者の意見

(1) 求める意見

地方自治法の規定に基づき、県が学識経験者から聴く意見は以下の事項とする。

- ①総合評価落札方式を行おうとする工事と落札者決定に係る基準を定めるとき
：県土整備部（判定委員会）が意見を聴取する。
- ②落札者を決定しようとするとき
：総務部が意見を聴取する。

(2) 学識経験者の選任

県土整備部は、岩手河川国道事務所の職員、岩手河川国道事務所が整備する総合評価判定体制における判定委員、県立大学職員、中立的立場を維持できる県職員のOB等を対象に、年度当初に専門分野ごとの学識経験者名簿を作成し、その中から工事の特性に応じた人材2名を選任し、意見を聴取するものとする。

(3) 意見の聴取方法

県土整備部又は総務部は、学識経験者からの意見を聴くため、又は意見を聴くための前段の説明を行うため、必要に応じて判定委員会への学識経験者の出席を求めるものとする。

なお、意見の聴取方法は、会議の設営の他、効率性に配慮して個別聴取、メールによる照会等も選択できるものとする。

6 苦情処理の対応

選定過程及び結果の公表に伴う評価結果等に対する苦情については、総務部が窓口を設けて対応し、県土整備部は、必要に応じて総務部と連携した対応を行うものとする。

7 技術審査体制の整備

県土整備部は、技術評価の採点等適切な運用を図るための審査体制として、別途定める要領に基づき「県土整備部総合評価判定委員会」を設置する。判定委員会の事務局は建設技術振興課に置き、建設技術振興課総括課長が必要に応じて召集するものとする。

判定委員会は、県下全ての試行案件について以下の事項を所掌するものとする。

- ① 対象工事の選定に関すること
- ② 技術提案項目の設定に関すること
- ③ 技術提案の評価に関すること
- ④ その他必要な事項に関すること

8 本格導入に向けた取組み

(1) 将来的な発注形態

県土整備部の発注工事は、品確法の趣旨を踏まえた「簡易型」、「標準型」、「高度技術提案型」の各総合評価方式と、技術力評価を伴う「価格競争入札」に区分し、さらに軽微な工事を対象とした「随意契約」に分類して対応するものとする。

(2) 執行体制

ア 業務の所掌

総合評価方式による発注の運用に係る事務の所掌は、以下のア～ウの段階を経て移行させるものとする。

導入時期	県土整備部（県庁）の所掌	地方振興局の所掌
ア 試行時（H18）	県下の案件全て	—
イ 本格実施時（H19～）	「標準型」※	「簡易型」

上記に関わらず、総合評価落札方式の運用にあたって、以下の事項は県土整備部が統括して所掌するものとする。

- ① 技術評価等に関する制度の運用方針の策定と、見直し等に関する事項
- ② 総合評価方式及び技術評価点の配点運用に係る方針決定
- ③ 年度ごとの対象工事数の計画策定と実施計画の承認に関する事項
- ④ 技術評価点算定の運用実態の把握と必要に応じた指導等の実施

イ 審査体制

本格実施にあたり各振興局は、所掌する業務の技術評価の採点等適切な運用を図るための審査体制として、県土整備部総合評価判定委員会に準ずる体制（以下「振興局判定委員会」という。）をそれぞれ整備し運用するものとする。

なお、県土整備部は、県下共通に適正な運用を保持する観点から、各振興局判定委員会の連絡会議の開催等必要な措置を講ずるものとする。

また、各振興局が学識経験者の意見を聴くための必要な環境整備については、県土整備部が県下を統括して対応する。